

つくば秀英高校 オリジナル企画

2021年 夏休み オンライン語学研修

研修期間：2021年8月2日（月）・3日（火）2日間



オンライン語学研修

ご自宅で、Zoomを利用しオンラインで繋がり、アメリカ在住の英語講師による生配信英語授業・アクティビティに参加する研修です。通常の学校の授業と異なり、英語で英語を学び、英語を使ってアクティビティを行います。実際の対面授業さながらの臨場感を味わいながら楽しく学習できます。

【予定スケジュール】

	8月2日	8月3日
日本時間	月	火
10:00～(120分)	英語レッスン	英語レッスン
12:00～(60分)	アクティビティ	アクティビティ

研修費用：16,425 円 (US\$1=115円計算の場合)

※研修費用US\$95(不課税)+取扱手続き料金5,500円(税込)
※為替はご請求予定日の東京三菱UFJ銀行のTTSレートに5%のリスクヘッジを加算したもになります。

研修費用に含まれるもの

- ①英語レッスン(有資格者によるレッスン 1日2時間)
- ②アクティビティ 1日1時間
- ③取扱手続き料金(支払代行手数料含む)

研修費用に含まれないもの

※上記費用以外は研修費用に含まれませんが、受講にあたって通常必要となる費用を例示します。

- ①受講に利用する機材・通信費(Zoomを利用予定)

参加資格：つくば秀英高校在籍生徒

英語を学ぶ意欲があること(語学力は問いません。)

最低募集人員：5名(1クラス最大12名)

募集締切日：2021年6月18日(金)

※お支払い：2021年6月30日までにACOSTAへ全額お支払いいただきます。

※手配旅行(オーダーメイドプログラム)としての契約となります。
※取消料：研修開始日の30日前以降(2021年7月3日)…研修費用の100%
※取扱手続き料金(5,500円)の返金はございません。
※ネット環境の整った場所で受講ください。参加者のネット環境等の不具合により受講できない場合、弊社は責任を負いかねます。

Q 英語に自信がないのですが大丈夫でしょうか？

A 一番のポイントは「やる気」です。英語を学ぶ意欲があれば特に問題ありません。オンラインでの授業となりますので、YES、NOなどははっきりと大きな声で自分の意思を表現し、積極的に授業に参加する意思が求められます。英語レッスン内容は、申込者全体の英語力を加味して調整されます。

Q 受講方法は？

A Zoomを利用して受講いただきます。
研修実施の前週にZoomの招待をメールにてご案内いたします。
授業開始時間の10分くらい前にZoomに接続して受講ください。
Zoomには、チャット・挙手・ホワイトボード・小グループに分かれるなどの機能があります。

校内募集説明会日程

日時：2021年5月21日(金)

16:00～

会場：つくば秀英高校 視聴覚室

アクティビティ【例】※アクティビティは変更になる場合もございます。

- ①Virtual Scavenger Hunt
自宅にある物からお題の品物を探し、どうしてそれを選んだか発表。
- ②アクティビティ California Tour and Motto
カリフォルニアの地図・観光資料を使い、グループに分かれて観光地や都市の観光案内とモットーを作って発表。

プログラム提供：FLS International



アメリカのロサンゼルス、ボストンに校舎のある語学学校です。30年以上に渡り、中・高校生向けのジュニアキャンプや大学生・社会人向けの一般英語からIELTSなどの試験対策など様々な英語教育を提供しています。

21年1月 オンライン研修参加生徒の感想(参加13名)

- プログラムの満足度(5段階評価)
4(良かった)…8名、5(最高)…5名
- プログラムを申し込んだ理由は？
・コロナ渦の中、海外の人と話せるのに魅力を感じた。
・海外研修に行ってみたが、直接話すのは勇気が出ないので、オンラインから挑戦しようと思った。
・ネイティブと話して、自分の英語がどこまで通じるか試したかった。
- プログラムで頑張ったこと
・できるだけ大きな声で伝わりやすいように話すこと。
・積極的に発言をした。(8名)
・間違いを恐れずに発言をした。
- プログラムでの反省点
・自分の意見を言うために語彙力が必要と感じた。
・社会的なこと、世界の問題にもう少し目を向け、自分の考えを持っておくべきだった。
- プログラムの経験を今後どのように活かしたいですか？
・英検の2次面接。
・海外の友達をつくりたい。
・英語力をもっと伸ばして、スムーズな会話ができるようになりたい。
- 友達や先輩にオンラインプログラムを薦めたいですか？
Yes…13名
・英語だけの会話で、話すだけでなく聞いてリアクションするなど通常の授業では出来ない事ができた。
・自宅から海外の先生と楽しく会話ができる。
・英語への関心・意欲が高まる。

研修企画・実施

近畿日本ツーリストグループ
株式会社 ユナイテッド ツアーズ ACOSTA
観光庁長官登録旅行業第300号 一般社団法人日本旅行業協会正会員
本社：〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル2F
☎03(5214)0567 FAX03(5214)0599
E-mail: acosta-ut@gp.knt.co.jp

ACOSTA
Advisory Committee on Studies Abroad
海外留学情報センター

※ACOSTA海外留学情報センターは、
(株)ユナイテッドツアーズの一部です

オーダーメイドプログラム条件書

お申込み前に必ずご一読ください

1. 適用範囲

① 株式会社ニッポン・アカデミー海外留学情報センター(以下「当社」といいます)が、お客様との間で締結する留学契約は、この条件書で定めるところによります。この条件書に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
② 当社が法令に反せず、かつ、お客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先されます。

2. 用語の定義

① この条件書で「留学契約」とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理・媒介又は取次をすること等により、お客様が留学サービスの提供を受けることができるように、手配する契約をいいます。
② 「留学サービス」とは、学校・滞在先・送迎等の留学に関するサービスをいい、留学サービスを提供する機関を「留学受入機関」といいます。
③ 「滞在先」とは、ホームステイやドミトリなどの留学期間中の滞在先をいいます。
④ 「研修費用」とは、当社が留学サービスを手配するために、入学金・授業料・滞在先費用・その他留学受入機関等に対して支払う費用をいいます。
⑤ 「留学代金」とは、研修費用と当社所定のトータルサポート費用(変更料及び取消料を除きます)をいいます。

3. 手配代行者

当社は、留学契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の留学者、手配を生業として行う者、その他の補助者に代行させることがあります。

4. 契約の申込みと成立

① 当社と留学契約を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社が定める金額の申込金と共に提出してください。
② 申込金は、留学代金・取消料・その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
③ 申込条件
(1) 語学研修を目的とし、当社の本条件書(オーダーメイドプログラム条件書)の内容を十分に理解し、受入国の法令、学校の規則を遵守できる心身ともに健全な人。
(2) 20歳未満の方は保護者の同意書が必要。
(3) 70歳以上の方・慢性疾患をお持ちの方・妊産婦の方及び現在健康を損なうか、身体の不自由な方で、特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出下さい。可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。尚、この場合医師の診断書を提出いただく場合がございます。状況に応じて看護者や同伴者の同行を条件とさせていただきます。場合によってはお断りさせていただきますこととさせていただきます。
④ 申込金 50,000円
⑤ 留学契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

5. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合留学契約の締結に応じないことがあります。
(1) お客様の性別、年齢、資格、技能その他が、当社及び留学受入機関の指定する条件を満たしていないことを当社が認めるとき。
(2) お客様が未成年で、保護者の同意が得られない場合。
(3) お客様が希望する学校の申込手続期限や研修開始時期までに、必要な手続が完了できない見通しがある場合。
(4) お客様が受入国の法令、公序良俗に反する行為をするおそれがあると当社が判断した場合。
(5) 病気その他の事由により当該留学に耐えられないと当社が判断した場合。
(6) 当社はお客様が次の①から③のいずれかに該当したときは、お申し込みをお断りすることがあります。
① お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
② お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
③ お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
(7) その他他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

6. 留学代金

① お客様は、留学開始前の当社が定める期日までに、当社に対し留学代金を支払わなければならない。
② 当社は出発日の90日前までは、お客様に授業料等(制度上期日)が定められているビザの発行等に係る場合を除く)のお支払いを請求しません。
③ 当社は、留学開始前において、留学受入機関の料金の改訂、為替の変動などその他の事由により留学代金の変動が生じた場合は、当該留学代金を変更することがあります。
④ 前項の場合において、留学代金の増加または減少は、お客様に帰属するものとします。

7. 為替変動

留学サービスに関する費用など当社が代行して海外に支払うにあたっては、当社所定の為替レートにて100円単位(100円未満は切り上げ)で決済を行い、為替変動による差額の精算はいたしません。当社所定為替レートは三菱UFJ銀行の請求書発行日のTTSレートにリスクヘッジ3%を乗じたレートを適用しています。

8. 契約内容の変更

① お客様は当社に対し、留学日程・留学サービスの内容・その他の留学契約の内容を変更するよう求めることができます。当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は、留学代金の変更をすることがあります。また次の料金を申し受けます。変更の申し出は、必ず当社の営業時間内にお知らせください。

変更日	変更手続料+取消料	
	同一都市内での変更	別の都市・プログラムの変更
留学契約成立日から8日以内 (※前日30日前(ピーク時は40日前)以降の日を除く)	無料	無料
留学契約成立日から9日以降で プログラム開始前日から起算して9日前	10,000円+ 留学受入機関の取消料	10,000円+ 留学受入機関の取消料
プログラム開始前日から起算して 9日前～6日前	15,000円+ 留学受入機関の取消料	20,000円+ 留学受入機関の取消料
プログラム開始前日から起算して 5日前～30日前	15,000円+ 留学受入機関の取消料	30,000円+ 留学受入機関の取消料
プログラム開始前日から起算して 29日前～15日前	30,000円+ 留学受入機関の取消料	40,000円+ 留学受入機関の取消料
プログラム開始前日から起算して 14日前～2日前	申込金+留学受入機関の取消料	
プログラム開始前日以前	留学代金の100% 但し、研修費用について留学受入機関の取消規定による返金がある場合は、下記②項に従い返金いたします。	

※ピーク時:4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日をいいます
※留学受入機関の取消料:学校や滞在先など留学受入機関の取消規定による取消料
② 申込後の研修料の変更は3回までとし、4回目以降は原則として取消扱いとなります。
③ 研修費用に付いて、当社から返金が生じた場合は、留学受入機関からの返金当社に到着した時点での三菱UFJ銀行の為替換算レート(TTBレート)を適用し、日本円に換算したものを銀行手数料を差し引いてご返金いたします。
④ 研修開始後お客様の都合により、留学サービスの内容(研修コースや日数・滞在など)を変更される場合、必ず現地に当該機関の同意を得た上で行ってください。発生する取消料、追加費用等はすべてお客様負担となります。また、途中で異なる学校へ変更された場合は、権利放棄とみなし払い戻しはありません。但し、留学受入機関の取消規定により返金がある場合は前記③項に従い返金いたします。
⑤ 査証(ビザ)申請代行をお申し込み後、変更となる場合は上記変更料に加え、ビザ申請代行料金とビザ申請料金等の実費がお客様負担となります。

9. お客様による任意解除

① お客様は、いつでも留学契約の全部または一部を解除することができます。この場合当社は次の取消料を申し受けます。解除の申し出は、必ず当社の営業時間内にお知らせください。

取消日	取消料
留学契約成立日から8日以内 (※前日30日前(ピーク時は40日前)以降の日を除く)	無料
留学契約成立日から9日以降で プログラム開始前日から起算して2日前	申込金+留学受入機関の取消料
プログラム開始前日以前	留学代金の100% 但し、研修費用について留学受入機関の取消規定による返金がある場合は、下記②項に従い返金いたします。

※ピーク時:4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日をいいます
※留学受入機関の取消料:学校や滞在先など留学受入機関の取消規定による取消料
② 研修費用に付いて当社から返金が生じた場合は、留学受入機関からの返金当社に到着した時点での三菱UFJ銀行の為替換算レート(TTBレート)を適用し、日本円に換算したものを銀行手数料を差し引いてご返金いたします。
③ 取消料は、契約成立日又は留学サービス開始日を基準として算定します。取消料の対象となる留学代金とは、入学金・授業料・滞在先費用、その他留学受入機関に支払う研修費用と当社所定のトータルサポート費用など、お客様が申し込まれた留学サービスに係る費用すべてになります。
④ 研修開始後、お客様のご都合による期間短縮・取消はいかなる理由による場合でも権利放棄とみなし払い戻しはありません。留学受入機関の取消規定により返金がある場合は前記②項に従い返金いたします。
⑤ 査証(ビザ)申請代行をお申し込み後、取消となる場合は、上記取消料に加え、ビザ申請代行料金とビザ申請料金等の実費がお客様負担となります。

10. お客様の責に帰すべき事由による取消

① 当社は、次に掲げる場合に留学契約を解除することがあります。
【出発前の解除】
(1) お客様が所定の期日までに留学代金を支払わないとき。
(2) お客様が当社に、申込みに当たり虚偽の申告をしたことが判明したとき。
(3) お客様が、当社が予め定め明示した、性別・年齢・資格・技能その他の参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
(4) お客様が所定の期日までに、プログラムへの参加に必要な書類を提出しなかったとき。
(5) お客様が連絡不能又は所在不明になったとき。
(6) お客様が病気・必要な介助者の不在・その他の事由により、プログラム参加に耐えられないと当社が認めるとき。
(7) お客様が他の人に迷惑を及ぼし、又は留学の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
(8) お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
【出発後の解除】
(1) お客様が当社に、申込みに当たり虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(2) お客様が病気・必要な介助者の不在・その他の事由により、プログラムの継続に耐えられないと当社が認めるとき。
(3) お客様がプログラムを安全かつ円滑に実施するための当社の指示への違背、又は他の人に対する暴行または脅迫などにより安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
② 前項の規定に基づいて留学契約が解除されたときは、お客様は、未だ提供を受けていない研修費用に係る取消料・違約料・留学受入機関に対して既に支払、又はこれから支払わなければならない費用を負担する他、当社に対し、当社所定の取消料金を支払わなければならない。
③ 天災地変・戦乱・暴動・留学受入機関のサービスの提供の中止・官公署の命令・その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、安全かつ円滑な留学サービスの提供が不可能、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき、出発後においては留学サービスの継続が不可能となったとき、当社は、取消料・違約料を免除し、留学契約を解除することがあります。
④ お客様が5項(6)の①～③のいずれかに該当することが判明したとき。

11. 当社の責に帰すべき事由による解除

① お客様は当社の責に帰すべき事由により、留学サービスの手配が不可能になった時は、留学契約を解除されるときは、当社は、お客様が既にその提供を受けた留学サービスの対価として、学校・滞在先等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収めた留学代金をお客様に払い戻します。
② 前項の規定は、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

12. 当社の責任

① 当社は、留学契約の履行に当たって、当社又は当社の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。但し、損害発生の日より起算して2年以内に当社に対し通知があったものに限りします。
② 当社はお客様に代わり、学校・滞在先などに対して予約、申込み手続を代行するもので、これらの機関に代わって留学サービスを提供するものではありません。従って次のような場合には責任を負いません。
(1) 申込みコースが定員に達しているとき、滞在先の制限事由により入学が許可されないとき。
(2) 日本での学校成績が学校側の求めるレベルに達していないために、入学が許可されないとき。
(3) 通信事情または学校側の事情により、入学許可書などの入学関係書類が期日までに届かず、出発できなかった場合。
(4) 学校提出書類がお客様の都合により期日までにそろわなかったとき。
(5) 天災地変・戦乱・暴動・留学受入機関における争議行為・留学サービス提供の中止・自由行動中の事故・盗難・陸空における不慮の事故・その他不可抗力の事由により生じた損害。
(6) 運送機関の遅延・乗り継ぎ便の変更・入国手続きの混雑により生じた費用。
(7) お客様本人の個人的事由により旅券・査証が取得できない場合や入国が拒否された場合。
(8) 滞在先はお客様個人の責任において行動していただきます。お客様の故意・過失・受入国の法令・公序良俗もしくは滞在先の公序良俗などに違反した行為により生じた責任・損害などはすべてお客様個人の責任となります。よって、現地でのご学校生活、個人生活、及び滞在先中の事故などについて当社は一切責任を負うものではありません。また、それらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様に損害の賠償を申し受けます。

13. お客様の責任

① お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該のお客様は、損害を賠償しなければなりません。
② お客様は、留学契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の留学契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
③ お客様は、留学開始後において、予約確認書に記載された留学サービスを円滑に受領するため、万が一予約確認書と異なる留学サービスが提供されたことを認識したときは、留学地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該留学サービス提供者に申し出なければならない。

14. 個人情報の取扱い

① 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。ほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続に必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、住所、パスポート番号等を提供いたします。
② 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただきます。当社グループ企業が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号
なお、当社グループ企業の名称及び個人情報の取扱いに関する方針については、当社ホームページ(<http://www.utd.co.jp>)をご参照ください。

15. 発効期日

当条件書の内容は、2019年11月1日以降に申込みされる全ての留学契約に適用します。

16. その他

① 当条件書に関する訴訟その他一切の法的手続きについては東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。
② 当条件書は日本国法に準拠し、同法にしたがって解釈されるものとします。